

## 第7回 法律カフェ

「いのちと法－治療しないという自己決定は認められるか－」

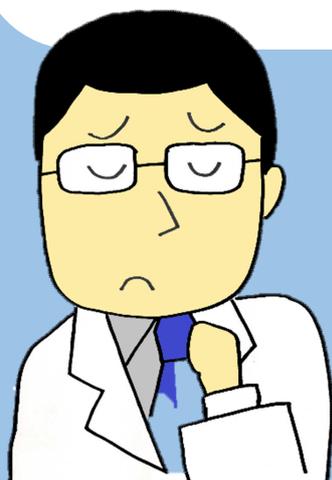
### 《 問題 》

あなたの大切な人が、長くつらい治療に苦しみ、尊厳死を望んでいます。

## あなたはどうしますか？

A: 治療を続けるよう励ます

B: 治療を中止してもらう



早く楽にしてあげたい！

患者の意向ならば  
医療行為はできない・・・？



病気になった場合、どのような治療をするか。従前は、意思の裁量に任されてきましたが、現代においては、法的にも「決める権利」は患者にあると理解されています。したがって、病状の改善のために役立つ方法(治療)であっても、患者の同意なく手術をすれば原則として不法行為になります。では、患者が同意すれば死期を早めることになる、「医療の中止」という医師の行為は不法行為にならないのでしょうか。例えば、輸血という医療手段の拒否、生命維持装置の利用の可否等、治療を受けるか否かという選択は生死に直結します。医療の発展により生命の誕生から終焉に至るまでかなりの程度、人間の手によりコントロールすることができるようになってきました。今回は、自己のいのちについての究極的決定と法の関係について、一緒に、じっくりと考えてみましょう。

一緒に法律に  
ついて考えよう！

講師

田中 淳子 愛知学院大学法務支援センター長・教授

浅賀 哲 愛知学院大学法務支援センター主任・教授・弁護士

日時

6月5日(水) 15:30～

※1時間半程度を  
予定しています。

場所

不言実行館2階 スチューデント・コモンズ